

地域公共交通ネットワーク計画について

1. 地域公共交通ネットワーク計画策定の経緯

(1) 地域公共交通ネットワーク計画策定の背景と目的

- ・女川町は、東日本大震災で甚大な被害を受け、被災した町民は仮設住宅で暮らし、仮設の公共施設や商業施設への移動は、応急的に運行されている町民バス等により行っている状況にある。
- ・現在、復興計画に基づき災害公営住宅や市街地の整備、鉄道の復旧などの復興事業が進められており、今後、復興事業の進捗により変化する交通需要へ適宜対応しつつ、復興の将来像と一体した地域公共交通を整備することが求められる。
- ・このような中、町内全域の公共交通を取り巻く実態を調査・把握し、女川町における一体的な公共交通ネットワークの効果的な運用実現に向けた課題を整理し、ソフト及びハードの両面から今後の復旧事業に合わせた公共交通の指針及び施策体系、実施事業を示すことを目的として、女川町地域公共交通ネットワーク計画を平成 26 年 3 月に策定した。

(2) 地域公共交通ネットワーク計画の検討体制

- ・地域公共交通ネットワーク計画の策定にあたり、平成 25 年度に女川町地域公共交通会議を設立及び開催し、関係機関の意見の集約及び各種事業実施に係る合意形成を図った。

▼ 平成 25 年度の地域公共会議における協議内容

開 催 回	議 題
第 1 回地域公共交通会議 (平成 25 年 9 月 24 日)	・女川町地域公共交通会議の設立 ・地域公共交通ネットワーク計画策定の趣旨説明 ・地域公共交通ネットワーク計画の進め方の説明と意見収集 ・女川町の地域公共交通の現状と問題点の意見収集
第 2 回地域公共交通会議 (平成 25 年 12 月 26 日)	・女川町の地域公共交通の現状と課題の説明 (住民ニーズ・意向把握調査、住民懇談会の結果含む) ・地域公共交通ネットワーク計画の方向性の審議 (当面の見直し・改善案含む)
第 3 回地域公共交通会議 (平成 26 年 2 月 20 日)	・地域公共交通ネットワーク計画案の審議、承認 ・平成 26 年度以降の運行見直しの広報・PR 計画の説明

2. 地域公共交通ネットワーク計画の内容

(1) 計画の対象区域

- ・本計画の区域は、女川町全域を対象とした。交通ネットワーク計画を実現する上で必要となる隣接市（石巻市など）との調整を図る。

(2) 計画期間

- ・本計画は、上位計画である復興計画との整合を図るため、平成 26 年度から平成 30 年度の 5 ヶ年計画とした。

(3) 計画の基本理念・基本方針

- ・本計画において、以下の基本理念と基本方針を定めた。

【計画の基本理念】

誰もが安心して利用できる「将来まで続く公共交通ネットワーク」の実現
～交通計画の視点から復興を支援～

【計画の基本方針】

- 基本方針① 将来のまちの姿を見据えた「持続可能」な交通体系の構築
- 基本方針② 交通弱者である高齢者や子供等の「おでかけ」を支える交通体系の構築
- 基本方針③ 新たな需要を創り出す「わかりやすく」「乗りたくなる」交通体系の構築

基本方針① 将来のまちの姿を見据えた「持続可能」な交通体系の構築

- ・復興まちづくりと連動した交通サービスの提供を目指す
- ・国の支援制度を有効に活用しつつ、効率的で持続可能な運行・運営体制を目指す
- ・当面は町民バスの無料運行により復興を支え、将来的には多様な収入源確保により公共交通の運営を支える
- ・震災前のサービス水準に近づけるとともに、ある程度の財政負担による持続可能な運行を目指す

基本方針② 交通弱者である高齢者や子供等の「おでかけ」を支える交通体系の構築

- ・町内の日常生活を支える「地域の足」として、誰もが安心して利用できる交通サービスの提供を目指す
- ・町民の移動実態や外出ニーズに合わせた交通サービスを展開する

基本方針③ 新たな需要を創り出す「わかりやすく」「乗りたくなる」交通体系の構築

- ・誰でも「迷わずに使える」交通サービス・システム・デザインの提供を目指す
- ・駅・バス停等の「交通結節点」での乗り継ぎ利便性の向上を図るとともに、一体的なネットワークとして「気軽に使える」交通サービスの提供を目指す
- ・はじめて利用する人にもわかりやすく、迷わない「情報提供」を目指す

(4) 地域公共交通ネットワーク計画に基づく事業展開

- ・地域公共交通ネットワーク計画に基づき、地域環境が大きく変化する平成 26 年度、平成 27 年度～平成 29 年度、平成 30 年度を 3 段階のステップとして、以下の事業内容を定めた。
- ・STEP 1 については、平成 26 年 9 月 1 日から、車両の増加による路線の追加、交通空白地域へのアクセス、町民バスとその他の交通手段との乗り継ぎなどの事業実施内容に沿って、運行を開始している。

段階	地域公共交通の模式図	実施年度	事業実施方針	事業実施内容
STEP 1		平成 26 年度 (H26 年 9 月 1 日)	・現在の町民バス（町内循環便、五部浦便、北浦便）の運行ルート、運行ダイヤ等の見直しを行った。 ・車両が 1 台増加して、町内循環便を 2 台体制で運行するルートとした。 ・交通結節点における町民バスと他の交通手段との連携を強化し、移動の利便性を向上させた。	＜路線を 1 路線追加＞ ・町内循環便の運行ルートを清水・新田仮設住宅、総合体育館、地域医療センター、きぼうのかね商店街を経由して、石巻バイパス仮設住宅・流留内田仮設住宅までの運行する「女川石巻仮設便」と旭が丘、針浜仮設住宅、桜ヶ丘、宮ヶ崎等を経由する「町内循環便」の 2 路線にわけた。 ＜交通空白地域へのアクセスを確保＞ ・町内循環便において、公共交通空白地域へのアクセスを確保した。 ＜町民バスと他の交通手段の接続を強化＞ ・交通結節点として総合体育館と浦宿駅を位置づけて、町民バスと鉄道などの接続を強化し、乗り継ぎを円滑化した。 ・五部浦便と北浦便は、現状の運行ルートと運行ダイヤを見直した。
STEP 2		平成 27 年度～ 平成 29 年度	・平成 27 年の春に女川駅が開業することを踏まえて、交通拠点を見直す。 ・平成 27 年度で国の補助事業（特定被災地域公共交通調査事業）が終了することを見据えて、国の支援制度の有効活用や運賃有料化など平成 28 年度以降の運行体系を検討する。 ・平成 28 年度以降、仮設住宅と災害公営住宅等の居住者のアクセス確保を検討する。また、商業施設へのアクセス確保を検討する。	・交通結節点として総合体育館と女川駅を拠点とし、バス同士やバスと鉄道との接続を強化し、乗り継ぎを円滑化する。 ・町民バスについて、地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー系統）の活用や運賃有料化等について検討する。 ・平成 28 年度以降、テナント型商店街などの商業施設や多くの災害公営住宅が完成予定となっているため、商業施設や公営住宅を経由するルートに変更していく。 ・災害公営住宅や防災集団移転先は 200m 圏域※で、できるだけカバーする。 ※通常、バス停まで無理なく歩ける距離は概ね 300m カバー圏域とされているが、高低差が大きいことが想定されるため、200m カバー圏域を目安とする。
STEP 3		平成 30 年度	・平成 30 年度で恒久住宅移行が概ね完了することを見据えて、運行ルート、運行ダイヤなどの運行計画を見直す。 ・女川町役場の移転完了及び離島航路ターミナルや小中学校の施設完成に伴いアクセスを確保する。	・仮設住宅を経由する町民バスの運行ルートを見直す。 ・「幹線路線」と「支援路線」の区分をとりやめて、石巻バイパス仮設や流留内田仮設住宅への経由を廃止し、女川駅から浦宿エリア（大沢）までを重点的に周遊する。 ・広域的なバス路線はミヤコーバスのみとなるので、役割の検討を行う。 ・交通結節点を女川駅に一本化する。 ・女川町役場の移転、離島航路ターミナルや小中学校の施設が完成し、道路も整備されるため、公共施設等を経由するルートに変更する。